

# 放火の刑事事件と火災

[火災鑑定]

K3-12 2018.02/02

火災調査探偵団

放火火災は、刑事裁判で微妙なケースが争われることが多くある。最近の放火の裁判例を取り上げ、放火火災を考える

## Arson fire

In arson fires, there are many cases where delicate cases are contested in criminal trials. I take up recent case of arson criminal trials, consider arson fire.

### 1. はじめに(刑事裁判としての放火)

ここで、放火の刑事裁判として、大阪市東住吉で1995年7月に起きた建物火災で、現住建造物等放火・殺人・詐欺未遂とされ、有罪が確定した事案で、2016年8月に再審により無罪が確定した事例を取り上げて見る(私見です。内容を正確に知るには、判決文等を確認してください。)

この事件は、「放火」とされた犯行の手口において、実際の火災現場の状況等と著しく違っているにもかかわらず、最高裁においても判決が確定したケースで、再審の地裁判決を見ると、放火の可能性が少ないことがわかるのではないかと、思える。その点では「放火」とされる裁判の一面を現わしていると思われる。

### 2. 裁判の概要

#### (1) 火災の概要等

出火日時 1995年7月22日午後4時50分頃

出火場所 建物1階車庫。

現場は、車庫の奥に風呂場があり、車庫内は、軽トラック。

死傷者 死者-子供2名(内縁の妻の子供)、負傷-夫婦、

#### (2) 裁判の経緯(刑の執行停止等については除外した。)

1999年5月大阪地裁、両親を無期懲役の判決。

2004年12月大阪高裁、控訴を棄却した。

2006年11月 最高裁、上告を棄却し、無期懲役刑が確定した。

2012年3月大阪地裁、再審請求を認めた。

2015年10月大阪高裁、再審開始を認めた。

2016年8月両親は無罪が言い渡され、検察は控訴権を放棄し、即日確定した。

#### (3) 参考資料

平成24年3月7日 大阪地裁 平成21(た)8 .再審請求事件

## 以下:日経新聞 2015/10/24 付、記事(抜粋)

大阪女兒焼死、大阪高裁が再審支持 自白偏重捜査に警鐘。

大阪市東住吉区で1995年、女兒(当時11)が焼死した火災で無期懲役が確定した母親ら元被告2人に対し、23日の大阪高裁決定は大阪地裁に続いて再審開始を認める判断を示した。捜査官の誘導などの可能性を指摘し、自白偏重の捜査に改めて警鐘を鳴らした形。再現実験など科学的検証を積み重ねて結論を導き出し、客観的な証拠を重視する姿勢を明確にした。

火災が発生したのは95年7月22日。大阪市東住吉区で民家が全焼し、1階の風呂場で入浴中だった女兒が死亡した。風呂場に隣接した車庫の床にガソリンをまいて火を付け、保険金目的で女兒を殺害したとして、女兒の母親のB元被告(51)＝服役中＝と、当時内縁の夫だったA元被告(49)＝同＝が殺人罪などで起訴され、2006年に最高裁で無期懲役が確定した。

2人は無罪を主張していたが、捜査段階の「ガソリン約7リットルを車庫の床にまき、ライターで放火した」とのA元被告の自白が確定判決の決め手となった。しかし、23日の高裁決定は供述に至る経緯を検証。B元被告の取り調べ中に捜査員が大声で事件とは無関係な私的な出来事を問い詰めたり、体調が悪化する中で自白調書を作成させたりした点を指摘した。A元被告(内縁の夫)が捜査段階で具体的に犯行状況を説明するに至った経緯も「捜査官の誘導による疑いが否定できない」と疑問を呈した。……

### (4) 放火の手口とされた内容

供述の内容として、記載されているのは「本件車両のガソリンを満タンにして帰宅。……帰宅途中に買った給油ポンプを使って本件車両ガソリンタンクからガソリン約7.3ℓをポリタンクに移し入れ、……ポンプを車両下に押し入れた。……風呂場でシャワーを使っているのを確認し、ターボライターを持って……車庫に降りた。……ガソリン入りのポリタンクを持ち、車両左後方から、ガソリン全部を同車両の下に流し撒き、ポリタンクは元の場所に戻した。車両右側(運転席側)に回り込むと、ちょうど前輪と後輪の間にガソリンがはみ出して流れていたため、顔を背けながらガソリンの端に上記ライターで火を付けた。……火を付けた直後はガソリン付近に大きく炎が上がった。……本件車両右下の炎は高さ40cmくらいだったが、同車両左後方は天井まで大きく燃え上がっていた。車庫に降り、同車両右側の炎を飛び越えて通り抜け、アルミサッシ戸を開けて本件車庫の表側道路に出た。……」となっている。

## 3. 火災実験による立証

### (1) 放火の手口に関連して、弁護側が実験した結果と供述内容の相違

- ・車両下部にガソリンを撒くと、風呂場の口火により引火して、その時点で燃え上がる。

- ・燃え上がると爆発的な勢いとなり、点火後室内に戻って、車庫から炎を飛び越え逃げることはできない。また、黒煙が立ち込める。
- ・ライターで点火すると自分もその時点でやけどする(近い状況)。
- ・弁護側の実験結果は、裁判に提出された警察の科捜研の実験とも一致しており信憑性が高い。

## (2) ガソリンを「放火」の助燃剤とすると！

本件の放火の手段は、密室内でガソリンを散布し、ライターで着火させ、さらに、しばらくして、その火災を飛び越えて屋外に避難したと言う**ストーリー**となっている。しかし、7月の夏場でガソリンを室内に散布して、ライターを着火させると「同時に勢いよく火災(爆発に近い)」となり、密室では、行為者もやけど等の**負傷をすること**が考えられる。さらに、ガス風呂釜を使用していたことから、その時点で引火して出火していることから、**不自然なストーリー**とされている。

ガソリンを用いた放火は、青森市武富士弘前支店強盗殺人・放火事件として、2001年5月8日で起きた強盗殺人・放火事件があり、また、名古屋市立てこもり放火事件として、2003年9月16日に賃金不払いに抗議した男が、大曽根駅前ビルに侵入、店内にガソリンを撒き、支店長を人質として支店内に立てこもり、最終的にライターで自爆し、死者3名負傷者41名の事件がある。このように、ガソリンによる放火は、通常の**火災形成とまったく異なる**ことは過去のこの種の火災事例からも認められるところである。

しかも、当時の警察の実験でもそれに近い事実が裏付けられているのにもかかわらず、裁判判決で放火のストーリーが取り上げられている。もともと、あり得ないストーリーであることは、少し他の事例等からも推論されると思えるが、地裁から高裁、最高裁に至るも客観的な事実の有り方よりも捜査中の「供述」に基づく「火災原因は放火である」と言う先入観に支配されていたように受け取られる。

## 4. 火災現場との関係性

### (1) 現場の焼損状況との不一致

現場見分の中では、ストーリーにある「・・・車からガソリンを抜いた時のポンプを車の下に置いた・・・」が、車の下から現認されていない。

「・・・ガソリン散布後にタンクを元の位置に戻した・・・」としているストーリーは、タンクが現認されているとしても、タンクを元に戻す時間が出てくることから、散布後に気化するタイムラグを作ることとなり、ガソリンの蒸発拡散を促し、供述内容の燃焼性状と著しく異なってしまっている。

この火災での消防の火災原因判定が、何も触れられていない。この現場において、火災原因に携わる消防と言う中立的な組織の資料がまったく取り上げられていないことも疑問に思える。出火原因は、ともかくも、客観的な現場の見分が、そのことにより欠落させてしまったのではないかと思われる。

## (2) 他の事例から見た放火火災の立証時の問題

このような**再審にまで至る例は少ない**が、放火火災は、現場の状況を適切に積み上げた上で、少ない証拠を補う再現実験などにより補強されるものである。しかし、現実にはやや強引な捜査により立件され無罪となっている例もある。

東京の放火火災として、2003年3月2日に東京・杉並区の寿司屋などの店舗兼共同住宅から火災が発生し、半焼した。居住者が同年12月に「現住建造物等放火罪」、翌年2月に「詐欺罪」で起訴された。裁判では、「自白」の「・・・隣のペットショップ2階の押入に灯油をまいて放火した・・・」となっていたが、杉並消防署の「出火原因判定書」及び高井戸警察署の依頼を受けた警視庁科学捜査研究所の鑑定書では、寿司店の2階ではなく、1階西側壁体付近が出火個所(火元)であると認定されて、地裁では「無罪」になった。

さらに、検察の控訴により、高裁において、検察は出火箇所の位置の相違点を解消するために「寿司店1階西側壁体付近」だけでなく、「隣のペットショップ2階押入も出火個所と考えられる」という意見書を提出した。しかし、出火個所の「2カ所説」は、現場見分から推測されるような根拠がなく、証人尋問で構造材を見誤っていたのではされ、起訴の根拠に乏しいとして無罪となっている。

(この内容は、今村核著「免罪と裁判」講談社現代新書から)

## 5. まとめ

### (1) 火災の刑事事案の立証の困難性

**火災現場**には、独特の雰囲気がある。

それは、その現場が犯罪を構成する現場となることが多いことによる。助燃剤がすぐに鼻をつく現場や出火個所から窃盗や怨恨と思われる火災現場がある。犯人に対する憤りは、消防法第35条に定める消防吏員の放火又は失火に対する犯罪捜査協力の条文を読むまでもないほどに身に染みむものである。

駅前の横丁の街区火災では「地上げ放火」と分かるほど明らかな放火、住宅に侵入しての窃盗放火、倉庫内の保険金目的と思われる放火、空き家や物置などを次々と連続する放火など、出火個所の選定、進入経路、助燃剤の使用など多種多様な手口が見られ、時計や口ウソクなどの時限発火やテルミットなどの金属反応を応用するもの、昔の「薔薇の詩」を模倣した薬品等を使用した火災など様々である。しかも、証拠とされる物の多くが**焼失している**だけに、被疑者が供述していてもそれを拠り所としただけの立件は難しく、捜査関係の方の空しさを聞く機会も多くある。現場では警察・消防がほぼ一体となって従事することは、当然のことである。火災を減らすことと社会の安定性から「放火」を減らすことは消防にとって重要な任務であり、そして放火は、放火犯が拘束されない限りは連続される性質のものである。

一般的にも刑事事件で「放火」として立件された事例で無罪となるものはほとんどない。それは、緻密な立証や面倒と言えるほどの再現実験の上に立っているからである。それらの手順を必要とするほどに火災現場では、一目で放火と分からないことが

要因としてある。他の事件は、あらかじめ「事件性」が外見される要素があるが、火災現場は、関係者供述や発掘等の作業の延長線上にしか、その姿が現れて来ない。つまり、消火活動から現場活動する消防の協力が必要とされる「協同の場」が火災現場であると言え、当然に、消防もその意味で協力を惜しむものでなく、それらの協働の結果として立件されている。

☆ 2016年4月12日午前1時新宿区ゴールデン街で、3棟36.5㎡を焼損する火災があり、被疑者が逮捕された。

この非現住建造物等放火と建造物侵入の罪に問われた裁判で、S消防署の調査員が証人として、タバコやガスもれ火災の可能性がなく、「放火」と判定されることを述べたことにより、上告された高裁においても「・・・現場状況を踏まえた・・・」証言として上告棄却の要因とされ、有罪とされている。

このように、消防職員の証言は、高い客観性と公平性を持つとともに、現場状況を踏まえている点において「放火」火災に際して、職務に適ったものとなる。今後、さらに、火災現場を精緻な実況見分により、事実関係を積み上げて出火個所を判定し、捜査機関と協働して、早い出火原因の判定に結びつけることが「放火」対策として、消防に求められることとなる。

## (2) 補筆

諸外国では、消防機関が放火犯の犯罪捜査をする任務を担っている国がある。特に、中国のように公安と呼ばれる幅広い捜査機構が活動する国はなおさらで、USAも似たような組織を有している。しかし、戦後の日本の消防制度は、タバコ火災のように「火災は人が誤って起こす」ことが多くあり、これらの予防的要素を火災調査として調べて、再発防止に役立てる立場となっていた。しかし、最近では、さらに機器から出火を判定する製造物火災への取り組みや災者に必要とされる火災調査書類を開示して利用される立場を鮮明にすることが要請されるなど、「火災」そのものを広い見地から捉えて、見る眼を養い、様々な実験や研究などの原因究明の開発をして、火災予防のすそ野を広げてきたと言える。この20年で、大幅な延焼火災の減少となっており、「焼けた現場から」始まる原因究明の経験が乏しくなりつつある。これは消防・警察ともに同じであるが、その中でも刑法的な意味合いの「放火」は少なくなってきた。そのような現状であるがゆえに、両者の強みを引き出しつつ協同する「場」として認識する必要性が強く求められている。

消防の火災調査は、社会から認められている公共性や普遍性を役だたせ、「放火火災」の撲滅に向けて努めることが任務である。

[以上]

Y.Kitamura